

PPP ローンの 500 人要件についての議論のまとめ
スミス・ガンブレレル・ラッセル法律事務所
2020 年 5 月 8 日現在



PPP ローンの 500 人要件につき、解釈の揺れ動きがあり、混乱をきたしていますので、これまでの議論につき整理し、弊所の見解を記載しました。ご参照いただけますと幸いです。

これまでの議論・混乱の原因

まず、CARES Act の法令には、以下の通り、単に「500 人」としか記載がありません。

“(D) INCREASED ELIGIBILITY FOR CERTAIN SMALL BUSINESSES AND ORGANIZATIONS.—

“(i) IN GENERAL.—During the covered period, in addition to small business concerns, any business concern, nonprofit organization, veterans organization, or Tribal business concern described in section 31(b)(2)(C) shall be eligible to receive a covered loan if the business concern, nonprofit organization, veterans organization, or Tribal business concern employs not more than the greater of—

“(I) 500 employees; or

“(II) if applicable, the size standard in number of employees established by the Administration for the industry in which the business concern, nonprofit organization, veterans organization, or Tribal business concern operates.

[引用：CARES Act 原文 <https://www.congress.gov/116/bills/hr748/BILLS-116hr748enr.pdf>]

SBA の従来のルール(規則・見解・法解釈)では、従業員のカウントの際には、全世界の関連会社の従業員の人数が 500 人を超えるかどうか、というものでしたので、CARES Act の成立後、1～2 週間

程度は、この従来のルールが PPP ローン申請の際にも適用するというのが大勢の意見でした。本社や他の海外子会社の従業員数をカウントすると 500 人を超えるケースが多いため、PPP ローンは断念していた企業様も多いのではないかと思います。

しかし、4月3日に財務省・SBA から出された Interim Final Rule では、以下の通り、「アメリカを主な居住地とするの従業員の数が 500 人以下」であれば PPP ローンの対象になると明記されています。

2. *What Do Borrowers Need to Know and Do?*

a. *Am I eligible?*

You are eligible for a PPP loan if you have 500 or fewer employees whose principal place of residence is in the United States, or are a business that operates in a certain industry and meet the applicable SBA employee-based size standards for that industry, and:

[引用：Interim Final Rule 5 ページ目後段 https://www.sba.gov/sites/default/files/2020-04/PPP--IFRN%20FINAL_0.pdf]

また、同時期に出された FAQ (Frequently Asked Questions) の Q3 でも、以下の通り、「アメリカを主な居住地とするの従業員の数が 500 人以下」であれば PPP ローンの対象になると明記されています。

3. **Question:** Does my business have to qualify as a small business concern (as defined in section 3 of the Small Business Act, 15 U.S.C. 632) in order to participate in the PPP?

Answer: No. In addition to small business concerns, a business is eligible for a PPP loan if the business has 500 or fewer employees whose principal place of residence is in the United States, or the business meets the SBA employee-based size standards for the industry in which it operates (if applicable). Similarly, PPP loans are also available for qualifying tax-exempt nonprofit organizations described in section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code (IRC), tax-exempt veterans organization described in section 501(c)(19) of the IRC, and Tribal business concerns described in section 31(b)(2)(C) of the Small Business Act that have 500 or fewer employees whose principal place of residence is in the United States, or meet the SBA employee-based size standards for the industry in which they operate.

[引用：FAQ <https://home.treasury.gov/system/files/136/Paycheck-Protection-Program-Frequently-Asked-Questions.pdf>]

このように、SBA が従来のルールと異なるガイドライン、すなわち、「関連会社の従業員数のカウントは、アメリカ在住の従業員数が 500 名以下であるかどうかを基準とする」というガイドラインを続けて発表したため、CARES Act のみ、例外的なカウント方法にするという見解が多数派となりました。なお、この多数派の見解でも、全世界の関連会社のうち、アメリカ在住の従業員数をカウ

ントすべきとしています。例えば、外国（日本）の同一親会社傘下にある在アメリカ姉妹会社の従業員数は、アメリカ在住ということで、併せてカウントすることになります。

他方、少数派とはなっておりましたが、アメリカ在住の従業員数に限定とするというカウント方法を否定し、CARES Act の法令自体に明記がないという理由で、CARES Act の適用の際にも、「全世界の従業員を基準にカウントする」という従来のルールを重視する見解・法解釈をとる弁護士・会計士・銀行等も存在します。そして、そちらの解釈が正しい可能性も残されています。

今回の Q44 の回答が発表される前までの多数派の弁護士・会計士・銀行等は、財務省・SBA の Interim Final Rule や FAQ のガイドラインに従い、アメリカを主な居住地とする従業員数をカウントするという見解をとり、この見解に基づき多くの企業が PPP ローンを申請を進めました。その結果、2020年5月8日現在、実際にローンの承認・支払いを受けた企業も多く見受けられます。

財務省・SBA の FAQ 追加

2020年5月6日、財務省・SBA は、PPP ローンについての FAQ を追加しました。

新たに追加された Q44 では、申請者は、原則として、「アメリカと外国の関連会社のすべての従業員をカウントしなければならない」と記載されています。

44. Question: How do SBA's affiliation rules at 13 C.F.R. 121.301(f) apply with regard to counting the employees of foreign and U.S. affiliates?

Answer: For purposes of the PPP's 500 or fewer employee size standard, **an applicant must count all of its employees and the employees of its U.S and foreign affiliates**, absent a waiver of or an exception to the affiliation rules. 13 C.F.R. 121.301(f)(6). Business concerns seeking to qualify as a "small business concern" under section 3 of the Small Business Act (15 U.S.C. 632) on the basis of the employee-based size standard must do the same.¹⁸

[引用：FAQ <https://home.treasury.gov/system/files/136/Paycheck-Protection-Program-Frequently-Asked-Questions.pdf>]

Q44 の回答ですが、以下の二通りの解釈が考えられます。

- ① 財務省・SBA が一夜にして、従業員数 500 人以下という要件の解釈を「アメリカを主たる住居地とする従業員数」のみをカウントする（Q3 の回答）という立場から、「アメリカおよび外国の関連会社の従業員数」をカウントする（Q44 の回答）という立場に修正した。
- ② Q44 の回答では、「従業員がアメリカ在住であるかにかかわらず」というような Q3 の回答を明確に排除した文言は入っていない。また、Q44 の回答が Q3 に優先するというような記載もない。Q3 は、Q44 が追加された後も削除されずにそのまま残っている。したがって、Q3（および Interim Final Rule）と Q44 を併せて読むと「アメリカおよび外国の関連会社のアメリカを主たる住居地とする従業員数」をカウントすると読むことができる。この解釈は、従来の解釈と変わっておらず、結局のところ、Q44 は、財務省・SBA が立場を明確にしたようで、実際は何も新しいことは言っていない。

財務省・SBA がどちらの解釈をとるのかは、現時点では残念ながら不明となっております。多くの専門家がいろいろな意見を出しておりますが、すべて憶測に過ぎないということをご理解いただくとよろしいかと思います。

Q44 の回答を受けて、全世界の関連会社の従業員数が 500 人を超える企業はどうすべきか？

Q44 の回答の公表後、アメリカ在住の従業員数は 500 人以下であるものの、全世界の関連会社の従業員数が 500 人を超える企業様から、「既に受け取った PPP ローンは返納した方がいいのか？」「ちょうど銀行と PPP ローン申請準備中であつたが、申請を断念した方がいいのか？」「PPP ローン申請を検討していたが、無理なのか、断念した方がいいのか？」と複数のお問い合わせをいただいております。

弊所の見解といたしましては、今回の新たな FAQ の発表による混乱は、従来と同様、解釈の揺れ動きにすぎませんので、現時点で急激な方向転換をすることは得策ではないと考えます。今後、PPP ローン申請の監査や免除額申請の際に、500 人要件およびローンの必要性の要件（後述）等が財務省・SBA により審査され、政府の立場や運用が明らかになると思われます。それまで、政府内でも PPP ローンをどのような基準でどのように運用するか、揺れ動くのではないかと思います。

したがって、現時点においては、既に PPP ローンを受領した企業様は、今後の監査や免除額申請を通して、受給資格を改めて審査され、その結果、受給資格がないと判断され、ローン全額＋利息の返済、または場合によっては罰金の支払いが必要となる可能性もあることを前提に、受け取った資金を法令に基づいた目的のみのために利用されることをお勧めします。また、現在 PPP ローンを申請中または今後申請を検討されている企業様は、取引銀行・会計士・弁護士等とご相談の上、申請手続きを進めるかどうか検討・判断するのがよろしいかと思います。

なお、最後になりますが、この度の PPP ローン申請の際、最大の懸念点は、今回説明させていただきました 500 人要件・従業員数のカウントよりも、ローンの必要性の要件、すなわち「Good Faith Certificate」内にて課されている「ローンの必要性」と「その他融資のオプションがない」という申請の際の宣言義務かと考えます。この点についても、PPP ローン申請の監査や免除額申請の際に、大きな争点になると思われますので、同宣言をサポートするエビデンス（社内メモ、決議書、その他財務・会計・経理情報等）を早期にとりまとめいただき、監査や審査に備えることをお勧めします。

以上の点につきまして、ご不明な点、ご質問等ございましたら、いつでもご連絡いただけると幸いです。

【照会先】 Smith, Gambrell & Russell 法律事務所
米国弁護士 小島清顕 kkojima@sgrlaw.com
米国弁護士 猪子晶代 ahewett@sgrlaw.com

Smith, Gambrell & Russell 法律事務所・事務所紹介

SGR 法律事務所は、1893 年に創設された創業 125 年超のジョージア州アトランタ市発祥の米国総合法律事務所です。全米各地にオフィスを構え、約 250 人の弁護士が所属しています。取扱分野は、法人設立、各種契約、M&A・合併・業務提携、雇用・労務、訴訟・紛争、企業誘致・助成金交渉、貿易・通商関連、環境、建設、不動産、知財、倒産、税務、遺産相続計画、年金・福利厚生、海事、サイバーセキュリティ・情報保護法、移民法・ビザ等、企業法務全般をカバーしています。全米法律事務所ランキング・トップ 200 (Am Law 200) にも継続して選出されています。日本チームは、上記の総合法律サービスを日本語により提供しています。詳しくは、SGR 法律事務所の日本語ページをご参照ください。ご不明な点、ご質問等ございましたら、お気軽にご相談ください。

<https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>